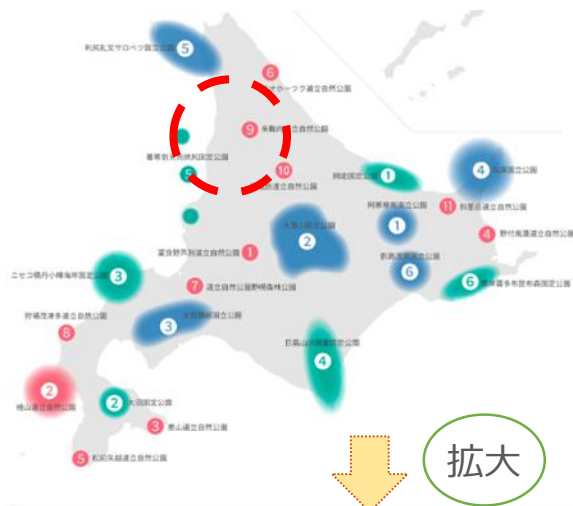


5. 道立自然公園

（北海道及び環境省のホームページより抜粋）

[自然公園の表示]

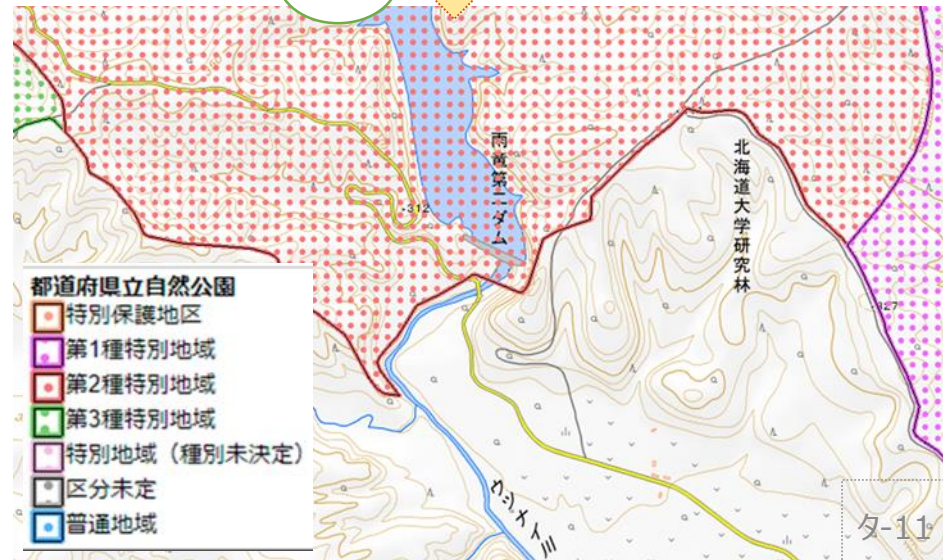
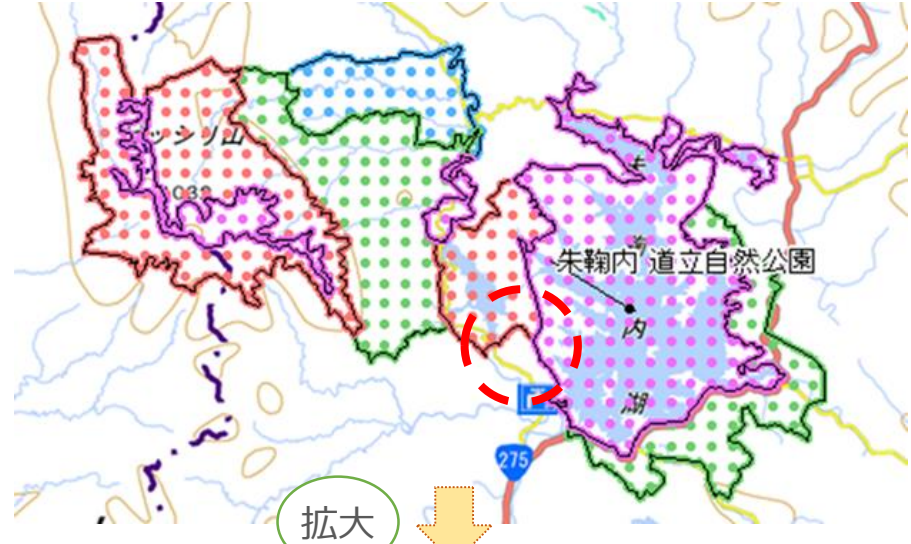


道立自然公園

- ① 富良野芦別道立自然公園
- ② 檜山道立自然公園
- ③ 恵山道立自然公園
- ④ 野付風蓮道立自然公園
- ⑤ 松前矢越道立自然公園
- ⑥ 北オホーツク道立自然公園
- ⑦ 道立自然公園野幌森林公園
- ⑧ 狩場茂津多道立自然公園
- ⑨ 朱鞠内道立自然公園
- ⑩ 天塩岳道立自然公園
- ⑪ 斜里岳道立自然公園



[都道府県の自然公園所管部署から提供及び公園計画図、指定書及び公園計画書、またはGISデータ(EADAS)]



6. 特別緑地保全地区

（国土交通省のホームページ及び都市緑地法より抜粋）

概要

特別緑地保全地区とは、都市計画区域内の緑地で、次のいずれかに該当する土地の区域について、都市計画に定めた地区のことです。（都市緑地法12条第1項）

- 一 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯（雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。）として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 二 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- 三 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
 - イ 風致又は景観が優れていること
 - ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること

特別緑地保全地区内における行為の制限

特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築（他省略）（都市緑地法第14条第1項）

土地の買入れ

土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができます。（都市緑地法第17条）

この場合、市町村、都道府県あるいは緑地管理機構がその土地を買入れます。

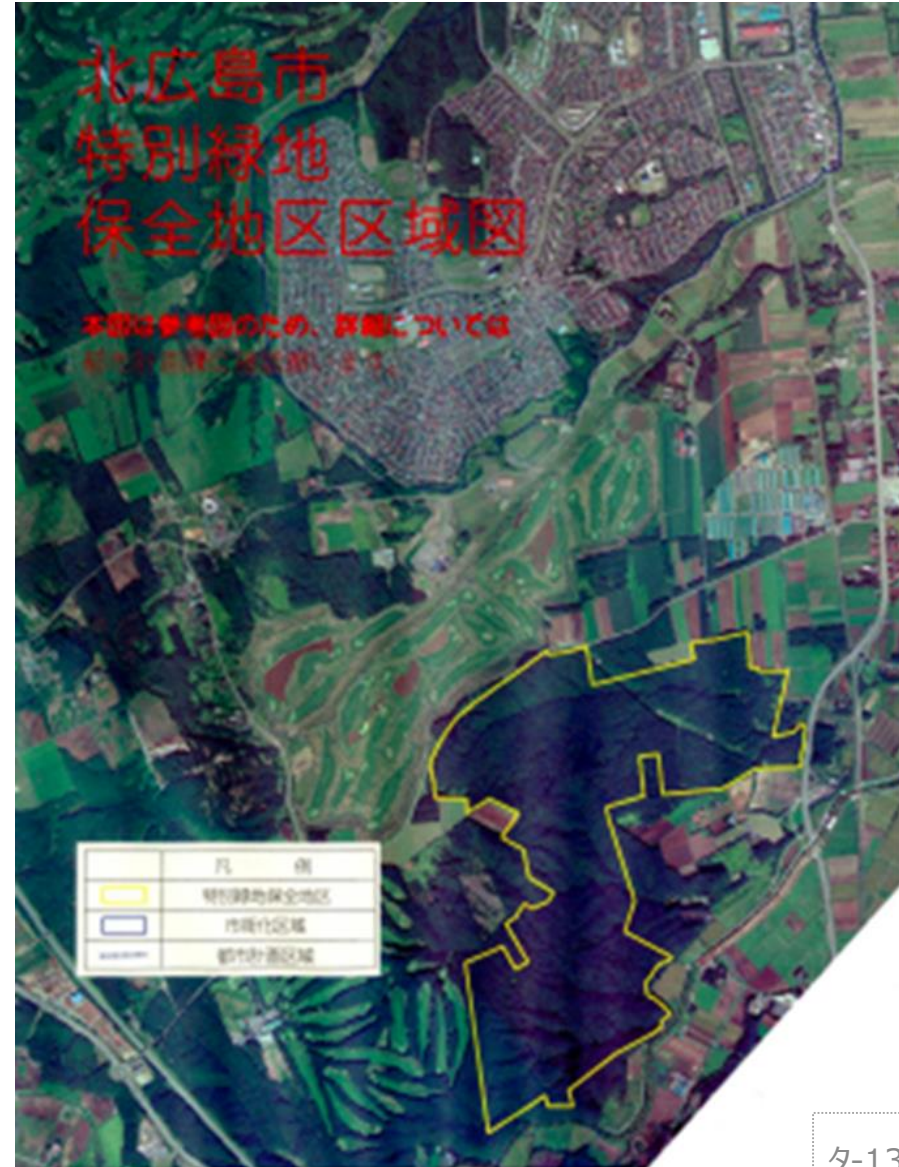
6. 特別緑地保全地区

（市町村及び北海道のホームページより抜粋）

[特別緑地保全地区 札幌市]

名称	場所	面積 (ha)	決定告示
東月寒特別緑地保全地区	豊平区月寒東4条18丁目	0.3	昭和49年 3月7日 (道)569
柏ヶ丘特別緑地保全地区	南区真駒内柏丘9丁目	3.6	昭和51年 3月1日 (道)586
天神山特別緑地保全地区	豊平区平岸2条18丁目(以下省略)	0.9	昭和51年 3月1日 (道)586

[特別緑地保全地区 北広島市]



[特別緑地保全地区総括表]

区 分		箇所数	計 画 決 定 面 積 (h a)
区域名	都市名		
札幌圏	札幌市	25	52.0
札幌圏	北広島市	1	183.0
室蘭圏	登別市	1	4.8
北海道計		27	239.8

○ EADASの特別緑地保全地区には、北海道（道内市町村）の記載がありませんでした

7. 都市計画区域の用途地域

（国土交通省のホームページ及び都市計画法より抜粋）

概要

用途地域とは、都市計画で都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分して定めた地域の総称のことです。（都市計画法第8条第1項第1号）

- ・ 第一種低層住居専用地域 : 低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
- ・ 第二種低層住居専用地域 : 主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
- ・ 第一種中高層住居専用地域 : 中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
- ・ 第二種中高層住居専用地域 : 主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
- ・ 第一種住居地域 : 住居の環境を保護するため定める地域
- ・ 第二種住居地域 : 主として住居の環境を保護するため定める地域
- ・ 準住居地域 : 道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域
- ・ 田園住居地域 : 農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
- ・ 近隣商業地域 : 近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
- ・ 商業地域 : 主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
- ・ 準工業地域 : 主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
- ・ 工業地域 : 主として工業の利便を増進するため定める地域
- ・ 工業専用地域 : 工業の利便を増進するため定める地域

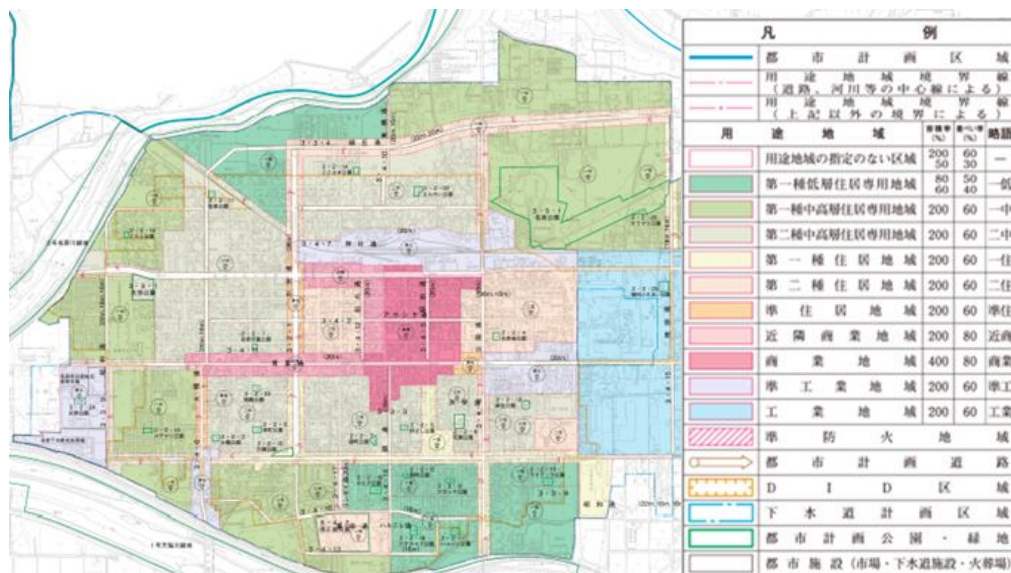
用途地域が指定されている地域においては、建築物の用途の制限とあわせて、建築物の建て方のルールが定められています。（都市計画法第10条、第12条の5第7項、第12条の8等）

土地利用の目的が似ているものを集めることによって、生活等の環境が守られ、業務等の利便性が向上されるなど、効率的な活動を行うことができます。

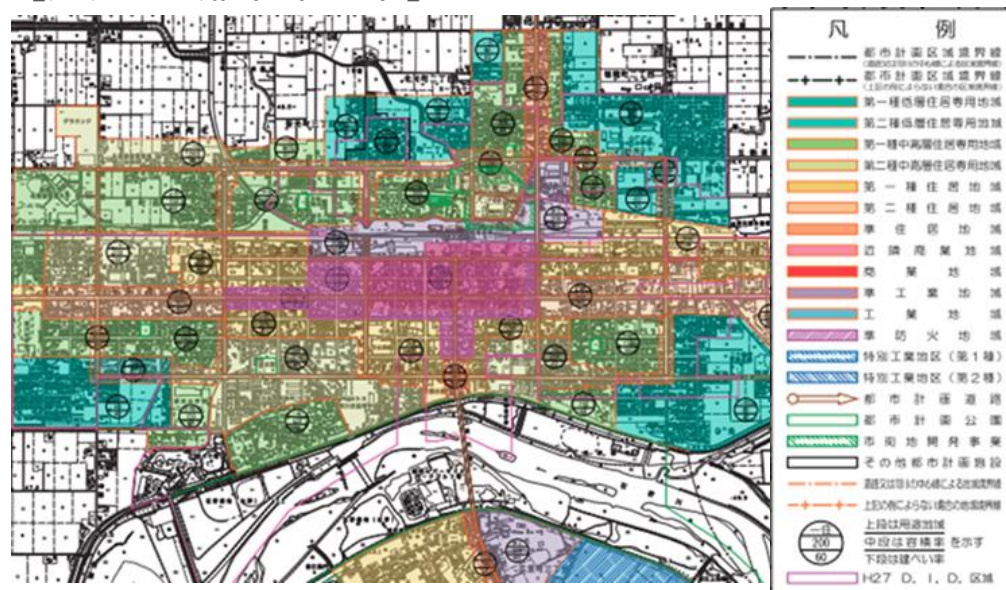
7. 都市計画区域の用途地域

（市町村及び環境省のホームページより抜粋）

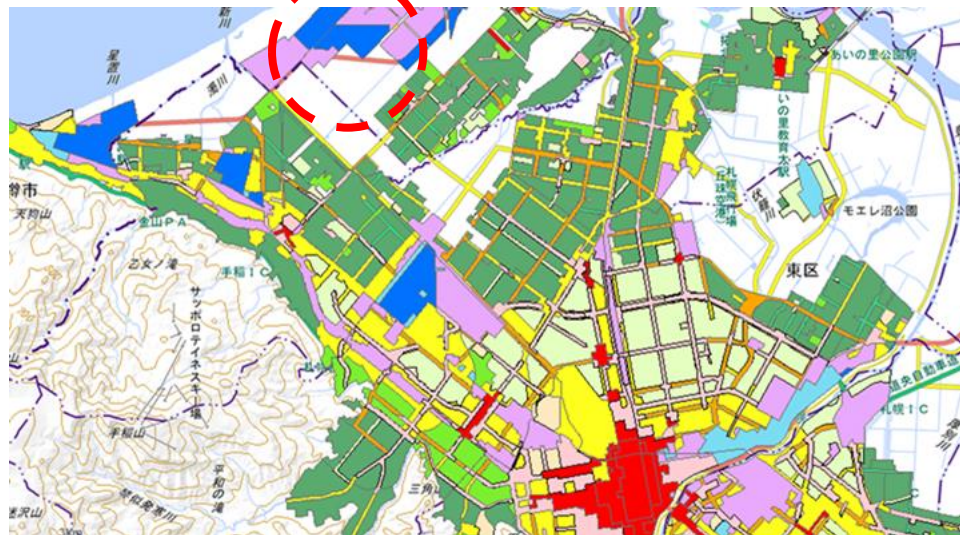
[用途地域図 名寄市]



[用途地域図 深川市]



[国土交通省「国土数値情報（用途地域）平成23年度」をもとに加工（EADAS）]



- 都市計画用途地域**
- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
 - 不明



8. 土砂災害（特別）警戒区域

（北海道のホームページより抜粋）

概要

土砂災害警戒区域とは、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもので、都道府県知事が土砂災害特別警戒区域として指定された区域のことです。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）

土砂災害（特別）警戒区域に指定されると、土砂災害から生命を守るため、警戒避難体制の整備を図ります。なお、土砂災害危険箇所とは、土砂災害による被害のおそれのある箇所について、危険箇所の周知や警戒避難体制の整備に資することを目的として調査した箇所のことです。

土石流、地すべり、がけ崩れの3つについて被害のおそれのある箇所をそれぞれ「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」と呼び、これら3つを総称して「土砂災害危険箇所」と呼んでいます。

土砂災害特別警戒区域における処置

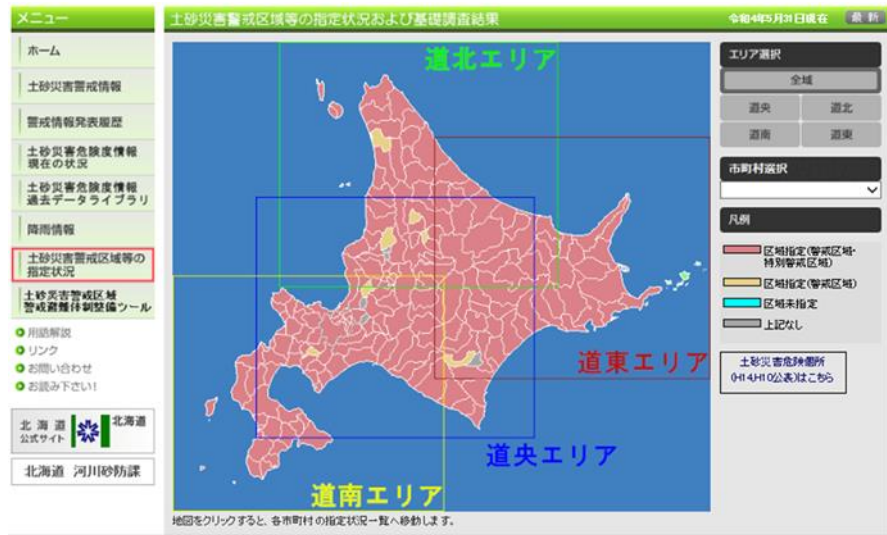
土砂災害特別警戒区域に指定されると、警戒避難体制の整備に加え、「建築物の構造規制」、「特定の開発行為に対する許可制」、「建築物の移転」の処置が取られます。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第2項・第10条第1項・第26条第1項）

- ・ 建築物の構造規制：新たに建物を建てるときは、土砂災害により想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうかの建築確認がなされます。
- ・ **特定の開発行為に対する許可制**：老人ホーム・病院などの災害時要援護者関連施設の建築や、住宅宅地分譲などの開発を行うには、許可が必要となります。
- ・ 建築物の移転：著しい損壊が生じるおそれのある建物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。

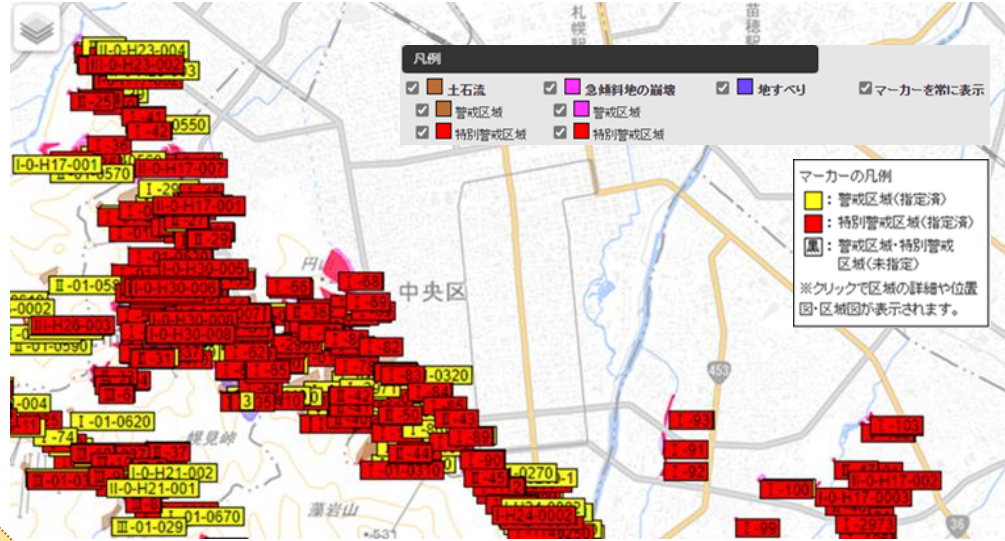
8. 土砂災害（特別）警戒区域

（北海道土砂災害警戒情報システム及び環境省のホームページより抜粋）

[北海道土砂災害警戒情報システム区域の表示]



[区域の表示の拡大版]



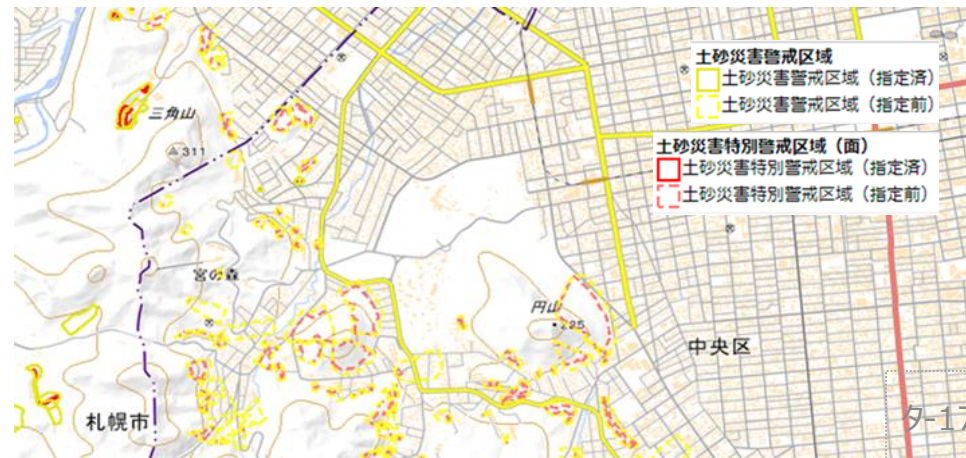
メニュー

土砂災害警戒区域等の指定状況および基礎調査結果

札幌市の指定状況 ※指定年月日が空欄は、基礎調査実施済みで未指定の区域です。

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	位置図	区域図	備考
土石流	札幌市清田区有明	三歳の沢川	B-01-0100	令和4年02月25日	○	-	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	上三歳の沢川	BB-01-0115	令和4年02月25日	○	○	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区真栄	真栄橋の沢川	BB-01-0117	令和4年02月25日	○	-	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明1の沢川	BB-01-0116	令和4年02月25日	○	○	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明2の沢川	B-01-0120	令和4年02月25日	○	○	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明3の沢川	B-01-0080	令和4年02月25日	○	-	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明4の沢川	B-01-0110	令和4年02月25日	○	-	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明5の沢川	B-01-0070	令和4年02月25日	○	-	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明6の沢川	BB-01-006	令和4年02月25日	○	-	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明7の沢川	BB-01-007	令和4年02月25日	○	○	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明8の沢川	BB-01-008	令和4年02月25日	○	○	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明9の沢川	BB-01-009	令和4年02月25日	○	○	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明橋の沢川	B-01-0040	令和4年02月25日	○	○	詳細	詳細	
土石流	札幌市清田区有明	有明橋の沢川橋の沢川	B-H29-0001	令和4年02月25日	○	-	詳細	詳細	
急傾斜地の崩壊	札幌市清田区平岡2丁目1条2丁目1条1丁目	札幌平岡1条2丁目	I-0-252-252	令和4年02月25日	○	○	詳細	詳細	
急傾斜地の崩壊	札幌市清田区平岡1条2丁目	札幌平岡1条2丁目1	I-0-H17-0010	令和4年02月25日	○	-	詳細	詳細	
急傾斜地の崩壊	札幌市清田区平岡2条1丁目1条1丁目清田1条3丁目	札幌平岡2条1丁目	B-0-184-184	令和4年02月25日	○	○	詳細	詳細	

[国土交通省「国土数値情報(土砂災害警戒区域)平成30年度および令和元年度」をもとに加工（EADAS）]



9. 土地分類基本図

（国土交通省のホームページより抜粋）

概要

土地分類基本図とは、土地分類調査で得られた情報を、土地の自然条件に関する基礎的な情報として地図にとりまとめたものです。

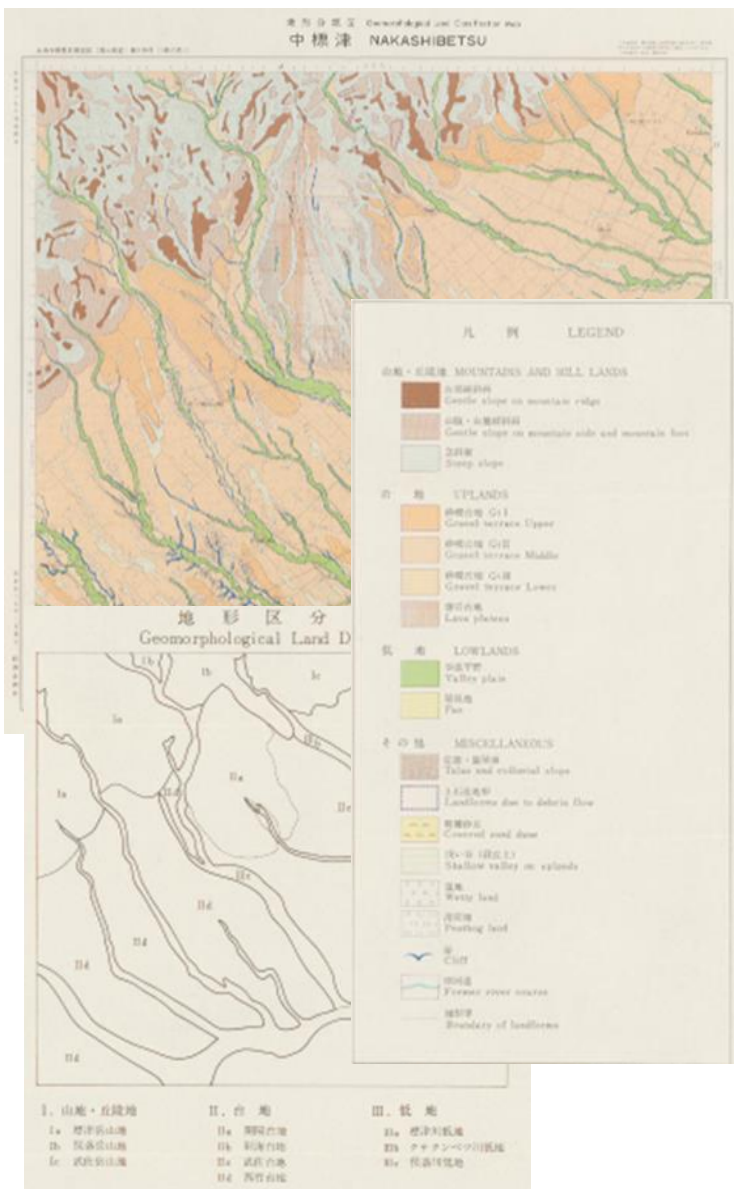
土地分類調査とは、国土調査法に基づく国土調査のひとつとして行っている調査のことで、地形、表層地質、土壌などの自然要素や土地の利用現況、災害履歴等を調査します。

土地分類調査の基礎的な地形・地質等は次の3つにまとめられています。

- ・ 5万分の1土地分類基本調査（都道府県調査）
⇒ 各種国土の開発、保全や土地利用等の計画策定に資するため、主に土地の自然要素（地形、表層地質、土壌など）等について縮尺5万分の1に相当する精度の地図と説明書にまとめたもの
- ・ 20万分の1土地分類基本調査
⇒ 広域にわたる地域開発計画等の基礎資料の整備を目的として、土地の自然要素（地形、表層地質、土壌）や土地利用の現況等を調査し、縮尺20万分の1に相当する精度の地図と説明書にとりまとめたもの
- ・ 50万分の1土地分類基本調査
⇒ 国土全域の自然的要素（地形、表層地質、土壌）の類型区分を概括する目的で、土地の地形、表層地質、土壌を分類・調査し、縮尺50万分の1に相当する精度の地図と説明書にとりまとめたもの
全国を6地域（北海道、東北、関東・中部、中部・近畿、中国・四国、九州）に分割した単位でまとめられています

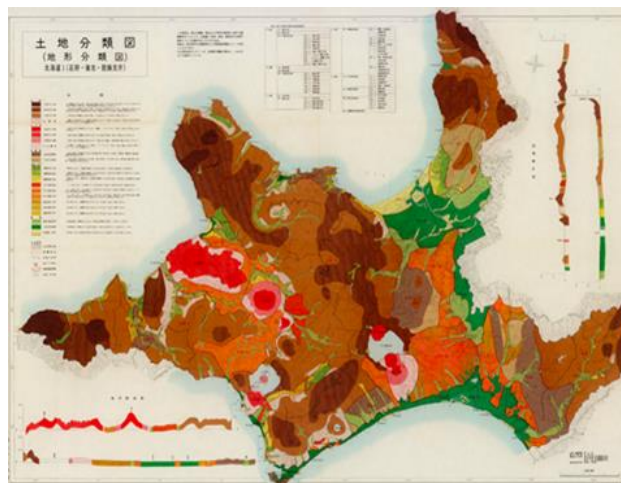
9. 土地分類基本図

[5万分の1都道府県土地分類基本調査]

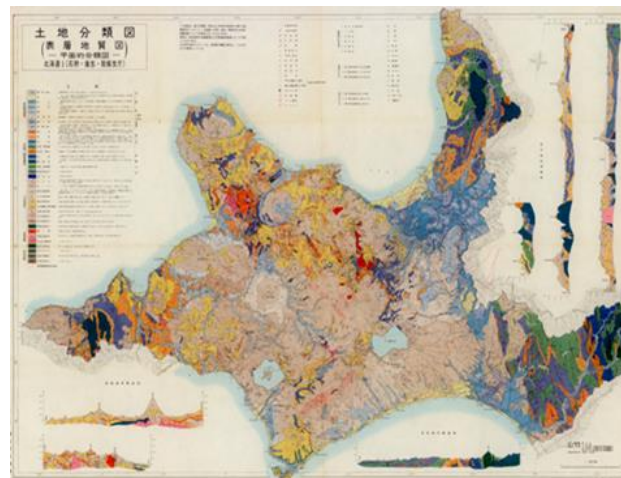


[20万分の1 土地分類基本調査]

(地形分類図 石狩・胆振・後志)



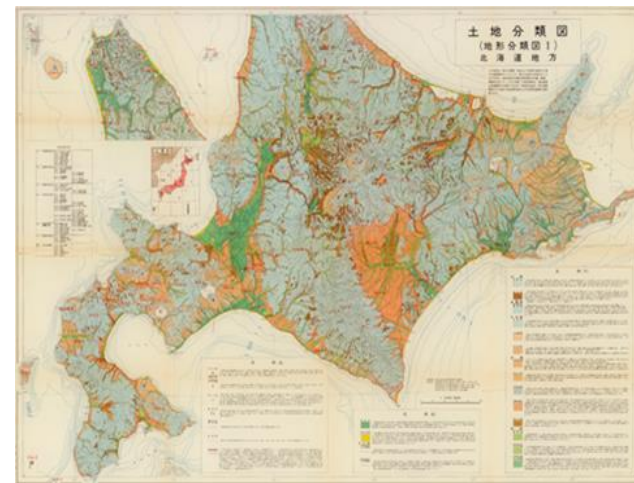
(表層地質図 石狩・胆振・後志)



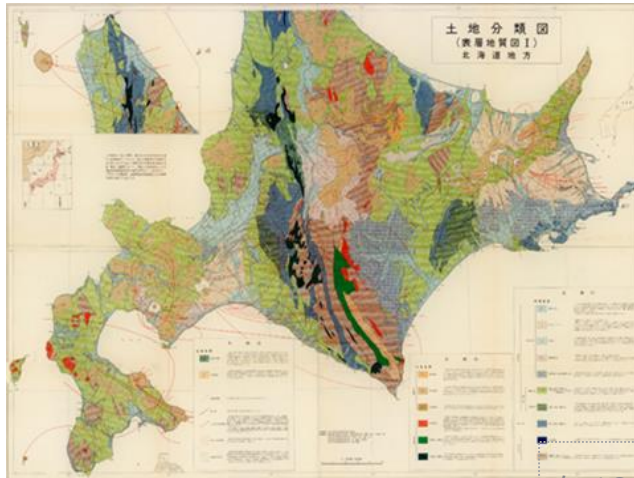
(国土交通省のホームページより抜粋)

[50万分の1土地分類基本調査]

(地形分類図 北海道地方)



(表層地質図 北海道地方)



10. 土地利用図

（国土交通省国土地理院のホームページより抜粋）

概要

土地利用図とは、土地利用状態を現地調査や空中写真、資料などによって調べ、地図に色分けして表したものです。都市の商業や工業などの機能区分、農地、林地などの植生区分などが表示されています。

土地利用図の使い方

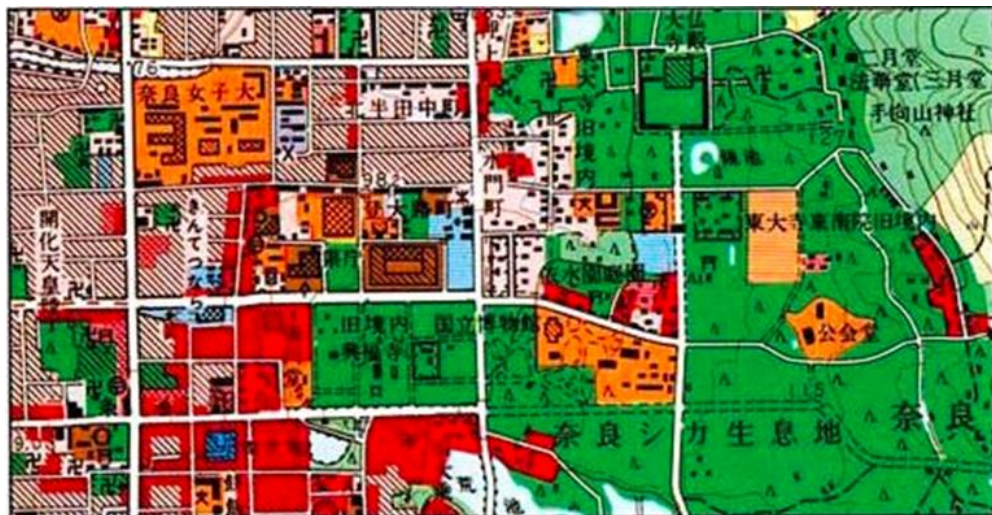
地域計画の基礎資料として利用されるほかに、都市の機能や耕地の利用状態を知るためにも用いられます。また、郷土の地理研究、自然保護や環境問題など、幅広い分野でも活用されています。

土地利用図の入手方法

国土地理院の地図を扱っている書店または日本地図センターで通信販売にて購入することができます。書店に置いていない場合は、取り寄せになります。

10. 土地利用図

[サンプル（書籍のため）]

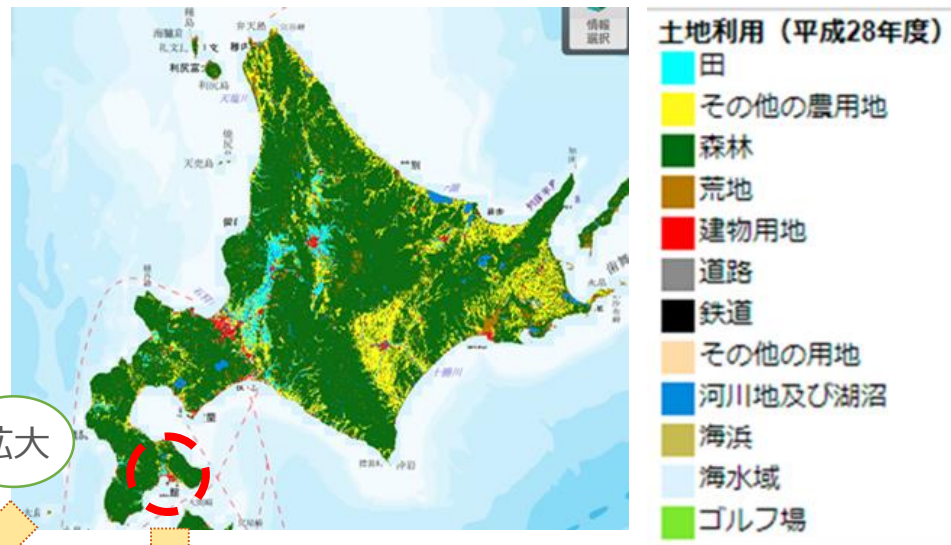


(国土画像情報 国土地理院_地理院地図：国土画像情報（簡易オルソ画像）第1期（1974～78年撮影）)



(国土交通省国土地理院及び環境省のホームページより抜粋)

[国土交通省「国土数値情報（土地利用細分メッシュ）平成28年度」をもとに加工（EADAS）]



拡大

